

平成30年度 保育施設の利用についてのご案内

(平成30年4月～平成31年1月入所分)

平成29年10月発行

保護者の皆様へお願い

この案内には、保育施設の申込みに関する手続きについて、重要なことや注意していただきたいことを数多く掲載しています。必ずお読みいただき、内容をご了承いただいたうえで必要な手続きを行ってください。

申込み対象施設

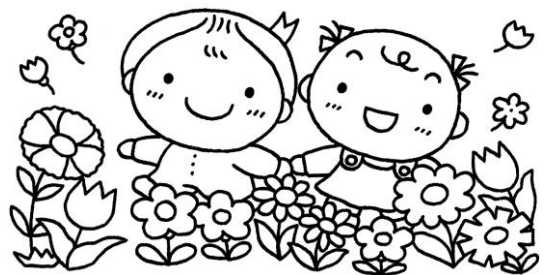
認可保育園（公立・私立）、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員(保育ママ)、認定こども園（中時間保育・長時間保育）

申込み対象者

保育施設の利用申込みができるのは、保護者のいずれもが下記「保育を必要とする事由」によってお子さまの保育を必要とする状態にあるご家庭です。（お子さまに集団保育を経験させたいという理由だけではお申込みいただけません。）

【保育を必要とする事由】

1. 仕事をしている（週3日かつ一日4時間以上）
2. 疾病・心身に障害がある
3. 虐待やDVの恐れがあり、社会的擁護が必要である
4. 出産する
5. 親族の介護・看護をしている
6. 日中に求職活動をしている（起業準備を含む）
7. 災害に遭い、復旧にあたっている
8. 就学している（基本指数の細目に定めている学校に限る：13ページ参照）



お問い合わせ先

目黒区 子育て支援部 保育課 保育施設利用係

〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号（目黒区総合庁舎本館2階）

TEL. 03-5722-9868～9（直通）

URL. <http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/>

平成30年4月からの保育施設の利用について

[申込書・必要書類の提出について]

- 書類の確認を行いますので保育課保育施設利用係窓口へ直接お申込みください。郵送、FAXでの申込みは受付けておりません。ただし、有効期間内の再申込みは郵送可能です。
- 「勤務証明書」や「受託証明書」などの証明書類は、証明日が提出月当月、前月、または前々月のものが有効です。証明日の記載がないものや、前々月より前のものは無効ですのでご注意ください。

4月入所 利用調整（選考）

- 利用調整（選考）の結果については、内定の有無にかかわらず文書で通知します。
- 転所が内定した場合は、内定を辞退することができません。
- 希望順位の低い保育施設に内定した方で、二次利用調整（選考）で上位希望の保育施設を希望する場合は、一次利用調整（選考）の内定を辞退していただきます。一次利用調整（選考）の内定を確保したまま二次利用調整（選考）の選考対象とすることはできません。
- 出産予定でのお申込みについては裏面をご確認ください。

【1次利用調整（選考）】

申込み締切日 平成29年12月8日（金）

結果発表日 平成30年2月9日（金）予定

【2次利用調整（選考）】

申込み締切日 平成30年2月16日（金）

- 一次利用調整（選考）申込み締切日後に、申込み内容（家庭状況、就労状況、児童の保育状況、希望施設等）に変更があった場合は、二次利用調整（選考）申込み締切日までに必要な手続きをお取りください。

結果発表日 平成30年3月2日（金）予定

		一次利用調整（選考）対象	二次利用調整（選考）対象
目黒区にお住まいの方		○	○
目黒区以外にお住まいの方	①転入予定 （平成30年4月1日までに転入予定の方）	○	○
	②在勤・在学者（目黒区内に通っている方）	○	○
	③通過者（①②以外の方）	×	○ ※私立認可保育園のみ かつ4・5歳児のみ
保護者に求職中（採用内定有り）の方がいる場合		○	○
保護者に求職中（採用内定無し）の方がいる場合		×	○
		※ひとり親世帯は 申込み可	

【注意】※ 小規模保育施設・事業所内保育・家庭福祉員・認定こども園は、一次利用調整（選考）・二次利用調整（選考）ともに申込み締切日現在目黒区にお住まいの方のみ申込みができます。目黒区以外にお住まいの方は申込みできません。

※ 就職先が決まっていない（採用証明書がない）求職中の方は一次利用調整（選考）は対象外ですが、二次利用調整（選考）で希望施設に空きがあれば利用調整（選考）対象となります。

出産予定者の申込み受付について

平成30年4月入所の一次利用調整（選考）のみ、出産予定でのお申込みが可能です。それ以外の利用調整（選考）においては、出産予定での申込みは受付けておりません。

1 対象者

分娩予定日が平成29年11月25日から平成30年2月3日までのお子さま

【注意】

- ※ 分娩予定日が11月24日以前でも11月25日時点で生まれていなければ出産予定で申込みできます。
- ※ 出生日が平成30年2月4日以降となった場合は、平成30年5月入所からの申込対象となります。そのため、平成30年4月入所が内定した場合は、内定取り消しとなります。

2 必要な書類

- 「母子手帳」（分娩予定日の記載があるもの）
- その他の必要書類については11ページ「支給認定申請・利用申込みに必要な書類」をご覧ください。

3 出生後の手続き

出生後14日以内に保育課保育施設利用係窓口にて以下の書類提出が必要となります。（郵送での提出はできません。）

- 「母子手帳の出生届出済証明の部分の写し」もしくは「出生届の受理証明書」の提出
- 「保育の利用申込書」及び「支給認定申請書」の提出

【注意】

- ※ 14日以内に書類の提出がなかった場合は利用調整（選考）の対象となりません。
- ※ 既にご提出いただいている勤務証明書の産休・育休期間に変更がある場合は、勤務証明書の再提出が必要となる場合があります。
- ※ 平成30年4月入所時点で入所可能月齢に達していない施設への申込みについては、入所可能月齢に達した時点で対象となります。

利用申込の休日臨時窓口について

平成30年4月入所利用調整（選考）の申込みについて、休日臨時窓口を下記のとおり開設します。

1 日時

平成29年11月18日（土）、19日（日） 10:00～16:00
（12:00～13:00を除く）

2 場所

目黒区総合庁舎本館2階 保育課保育施設利用係

利用調整（選考）基準指数の前年度からの変更点について

平成30年4月入所分の利用調整（選考）から、以下の項目を新設・変更・廃止します。
 利用調整（選考）基準指数の詳細は、13～14ページをご覧ください。

1. 平成30年4月入所の利用調整から適用

(1) 基本指数 ※指数表は該当部分のみを抜粋しています。

平成30年度		
類型	保護者の状況	指数
居宅外就労	(変更なし)	
	(新設)上記以外の場合	8
居宅内就労	(変更なし)	
	(新設)上記以外の場合	8

平成29年度		指数
保護者の状況	週5日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	20
	週5日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	18
	週4日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	16
	週4日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	14
	週3日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	12
	週3日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	10

	週5日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	19
	週5日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	17
	週4日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	15
	週4日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	13
	週3日以上かつ1日7時間以上の就労を常態としている場合	11
	週3日以上かつ1日4時間以上7時間未満の就労を常態としている場合	9

障害	身体障害者手帳1級、2級に該当する場合、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、 3級 に該当する場合又は愛の手帳1度、2度、3度に該当する場合	20
	身体障害者手帳3級に該当する場合、愛の手帳4度に該当する場合	17
	(変更なし)	

	身体障害者手帳1級、2級に該当する場合、精神障害者保健福祉手帳1級、2級に該当する場合又は愛の手帳1度、2度、3度に該当する場合	20
	身体障害者手帳3級に該当する場合、 精神障害者保健福祉手帳3級 に該当する場合又は愛の手帳4度に該当する場合	17
	身体障害者手帳4級に該当する場合	13

介護 看護 ※三親等 以内の親 族に限る	入院 通院 通所	(変更なし)	
	自宅 介護	身体障害者手帳1級、2級、 精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度 又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	20
		身体障害者手帳3級、4級、 愛の手帳4度 又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している	13
		(変更なし)	

介護 看護 ※親族 に限る	入院 通院 通所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18
		週4日かつ一日4時間以上の付添い	14
		週3日かつ一日4時間以上の付添い	10
	自宅 介護	重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、全介助が必要な親族を常時介護している	20
		重度障害者、常時病臥、精神性疾患等により、部分介助が必要な親族を常時介護している	13
	上記以外の介護をしている	9	

(2)調整指数

平成30年度			
調整項目	区分	適用する世帯等の状況	指数
地域型保育	変更	児童が地域型保育事業を <u>1か月以上継続して</u> 利用している	2
内定辞退	変更	(利用内定を辞退した場合の指数の適用範囲について) 利用内定を辞退した入所月の年度内における利用調整時、及び翌年度4月一次、二次における利用調整時に適用する	-1

平成29年度	
適用する世帯等の状況	指数
児童が地域型保育事業を利用している	2
(利用内定を辞退した場合の指数の適用範囲について) 4月一次利用調整の内定を辞退した場合は二次利用調整時、 4月二次利用調整以降に内定を辞退した場合は辞退した入所月の年度内における利用調整時に適用する	-1

(3)指数同位の優先順位

平成30年度		
順位	区分	内容
1		区内在住児
2		ひとり親世帯
3		基本指数上位者
4		新規申込者(兄弟姉妹と同一園を希望する場合含む)
5		区内保育施設(区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所)に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中(各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。)の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	新設	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児(卒園児4月のみ)
7	新設	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている
8		介護・看護(基本指数の類型番号4に該当する者)
9	新設	保護者のいずれかが長期単身赴任又は長期入院、及び常時病臥
10		兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が在所している又は二人以上同時申込み
11		認可外受託認定日の早い者
12		世帯で保育料の滞納がない
13		申込み締切日までに就労している者(育児休業など、休業期間中の者は除く)
14		目黒区内に二親等以内の親族(入所日時点で65歳以上、病氣療養中、就労等を除く)がいない
15		区市町村民税が低い世帯
16		目黒区在住期間が長い世帯(保護者のいずれか長い方)

※ 平成29年度における指数同位の優先順位5「疾病」は廃止します。



MEMO



保育施設の利用についてのご案内

入所までの流れ

支給認定申請

- 受付は保育課保育施設利用係の窓口で行います。保育の利用申込みを同時にすることができます。
- 申請に必要な書類は11～12ページをご覧ください。

「支給認定証」を交付

- 申請内容を審査後、「支給認定証」を交付します。

利用申込み

- 受付は保育課保育施設利用係の窓口で行います。郵送、FAXによる受付は行っておりません。
- 2月、3月入所分の利用調整（選考）はありません。

調 査

- 提出書類の内容を確認し、不明な点について調査を行います。
- 必要に応じて、担当者が自宅や勤務先などへ電話や訪問等による実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ※証明書類や申告書など、申込み内容に虚偽があった場合は利用調整（選考）の対象となりません。

利用調整（選考）

- 定員に空きがある場合に利用調整（選考）を行います。
- 利用調整（選考）は、保育の必要性を「利用調整（選考）基準指数」に基づき指数化し、指数の高い方から順に保育の利用の内定を行います。（先着順、抽選ではありません。）

内定した場合

- 結果通知はご自宅宛に郵送します。
 - ・認可保育園に内定の場合、保育料の口座振替依頼書を同封します。金融機関の窓口でお早めに手続きをお願いします。
- 保育施設から面談と健康診断の日程をお知らせします。

内定しなかった場合

- ・16ページ「入所（転所）できなかった場合」をご覧ください。

面談・健康診断

- 内定した保育施設で面談と健康診断を行います。
- 入所日までに面談と健康診断が終了していない場合は、保育施設に通所できません。
- 面談と健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断されたときは、入所できない場合があります。

利用の契約

- 面談と健康診断の結果、集団保育が可能と判断されたときは、保育施設と利用の契約をします。
 - ※私立認可保育園については区と利用の契約をします。
 - ※契約の時に支給認定証の提示が必要です。

入 所

- 入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。**
- 入所してしばらくの間は、お子さまが少しずつ保育施設での生活に慣れていくための「ならし保育」にご協力ください。（※ならし保育の期間はお子様の状況によって異なります。）

同時に手続き可能

支給認定申請

1 支給認定制度について

利用調整（選考）の対象となる認可保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園の利用を希望する保護者は、利用申込みと同時に支給認定を受ける必要があります。認定を受けた区分により、利用申込みできる保育施設が異なります。

2 申請方法

支給認定の申請は、保育課保育施設利用係の窓口で受け付けます。申請に必要な書類については11ページをご覧ください。なお、保育施設の利用申込みは、原則認定の申請後となりますが、認定の申請と同時に手続きすることもできます。また、遡って認定を受けることはできません。認定期間は、原則申請日の翌月からとなります。

【注意】

※ 発行された支給認定証は保育施設に関する手続等で必要になりますので、大切に保管してください。

3 認定区分

認定は、保育の必要性和対象児童の年齢により1号認定、2号認定、3号認定の3つに区分されます。1号認定は教育を希望する方、2、3号認定は、保育を希望する方を対象としています。2、3号認定は、保育の必要量により、さらに「保育標準時間」（フルタイム就労を想定した11時間までの保育利用時間）と「保育短時間」（パートタイム就労を想定した8時間までの保育利用時間）に分かれます。認定区分により利用申込みできる保育施設が異なりますのでご注意ください。

認定区分	保育施設	認可保育園 ※1	小規模 保育施設 ※1	事業所内 保育施設 ※1(地域枠)	家庭福祉員	認定こども園 (区内に所在するもの)	
						中時間利用	長時間利用
2号認定 (3～5歳児クラス)	保育標準時間	○	×	×	×	×	○
	保育短時間					○	×
3号認定 (0～2歳児クラス)	保育標準時間	○	○ ※2	○	×	×	
	保育短時間				○		

【注意】

- ※1 私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設の保育短時間の利用時間は各施設にお問い合わせください。
- ※2 小規模保育施設「コピースマイルキッズかみめぐろ」「アソシエーターサリーマミー」「みみよんルーム」の3園は、3号認定（保育短時間）の方のみお申込みができます。

4 認定内容の変更

認定申請後に認定内容（保育を必要とする事由、保育の必要量、有効期間、氏名等）に変更が生じる場合、支給認定の変更手続きが必要です。変更後の状況が確認できる書類と併せて支給認定申請書をご提出ください。ご不明な場合は、保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

★支給認定内容の変更申請が必要な場合（例）

- ①就労要件で認定されたが、退職したので求職要件に変更する。
- ②求職要件で認定されたが、就労を開始したので就労要件に変更する。
- ③保育短時間の認定だったが、8時間を超える保育が必要になったため、保育標準時間に変更したい。
- ④求職要件で認定されたが、2か月間の有効期間が終了するため、再度求職要件で認定してもらいたい。

★支給認定内容の変更申請が不要な場合

既に3号認定を受けているお子さまが満3歳になり、3号認定から2号認定に変更となる場合。

【注意】

- ※ 求職要件で認定された場合は、2か月間の有効期間が切れる前に再度支給認定の申請が必要です。ただし、求職要件で既に在所している場合は再申請により在所期間を延長することはできません。
- ※ 利用調整（選考）は支給認定を受けていることが必須の条件となります。



利用申込み

1 利用調整（選考）スケジュール

申込み締切日は下表の通りです。なお、2月・3月入所はありません。

入所希望月	締切日	結果発表日（予定）
4月入所 一次利用調整（選考）	12月8日（金）	2月9日（金）
4月入所 二次利用調整（選考）	2月16日（金）	3月2日（金）
5月入所	4月10日（火）	4月20日（金）
6月入所	5月10日（木）	5月18日（金）
7月入所	6月8日（金）	6月20日（水）
8月入所	7月10日（火）	7月20日（金）
9月入所	8月10日（金）	8月21日（火）
10月入所	9月10日（月）	9月20日（木）
11月入所	10月10日（水）	10月19日（金）
12月入所	11月9日（金）	11月20日（火）
平成31年1月入所	12月10日（月）	12月20日（木）

【注意】

- ※ お申込み締切日間際は窓口が大変混み合いますので、待ち時間が長くなることがあります。
- ※ 必要書類はすべて揃えてもれなく記入し、締切日までに余裕をもってお申込みください。ご提出いただいた書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合があります。
- ※ お申込み締切日までに提出された書類で利用調整（選考）を行います。締切日までに書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合は、利用調整（選考）で不利になるか対象外になります。
- ※ お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整（選考）から反映されます。
- ※ 平成30年4月入所の利用調整（一次のみ）については、出産予定でのお申込みを受け付けます。詳細は巻頭ページ（ii）をご参照ください。
- ※ お申込みの有効期間は1年間です。有効期間の例等については16ページの【お申込み有効期間の例】をご参照ください。

2 お申込み方法

目黒区内にお住まいの方は目黒区保育課保育施設利用係、目黒区外にお住まいの方は住所地の区市町村の担当の窓口にお申込みください。申請に必要な書類については11～12ページをご参照ください。

① 目黒区にお住まいの方が目黒区内の保育施設を希望する場合

目黒区保育課保育施設利用係（目黒区総合庁舎本館2階）の窓口でお申込みを受付けます。書類の確認を行いますので直接窓口までお越しください。郵送、FAXによるお申込みは受付けていません。（ただし、有効期間内の再申込みは郵送可能です。）

② 目黒区にお住まいの方が区外の保育施設を希望する場合

目黒区保育課保育施設利用係（目黒区総合庁舎本館2階）の窓口でお申込みを受付けます。その後、希望する保育施設が所在する区市町村に対し目黒区から入所協議書とご提出いただいた必要書類を送付します。

【注意】

- ※ 区市町村によって申込み締切日や必要書類が異なりますので、直接ご確認ください。
- ※ 必要書類は各区市町村宛てに郵送します。必要書類をご用意いただき、お申込み締切日までの日にちに余裕をもってお越しください。

③ 区外にお住まいの方（目黒区転入予定者含む）が目黒区内の保育施設を希望する場合

住所地の区市町村の担当窓口に必要な書類をご提出ください。必要書類は住所地の区市町村の様式をお使いください。ただし、保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書、就労状況申告書等）は、目黒区の様式でご提出ください。

【注意】

- ※ 小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園については、**お申込み締切日現在目黒区にお住まいの方のみお申込み**できます。目黒区外にお住まいの方はお申込みができません。
- ※ 住所地の区市町村からの入所協議書と必要書類が、目黒区のお申込み締切日までに届かない場合は利用調整（選考）の対象となりませんので、締切日をご確認のうえ日にちに余裕をもって手続きをしてください。
- ※ 目黒区に転入予定の場合は、転入先が確認できる書類（転入予定誓約書及び建物の売買契約書又は賃貸契約書の写し）のご提出が必要です。
- ※ 目黒区に転入予定の場合は、入所月の初日までに目黒区に転入し、同日までに目黒区保育課保育施設利用係の窓口で改めて利用申込みの手続きが必要です。お申込み手続きがなかった場合は、入所が内定していても取消しになります。
- ※ 通過者の方は、目黒区にお住まいの方、転入予定者、在勤者・在学者の利用調整（選考）後、定員に空きがある場合のみ利用調整（選考）の対象となります。

		クラス	0歳～3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
目黒区在住		公立認可	○	○
		私立認可	○	○
		その他 ※1	○	○
区外在住	①転入予定者	公立認可	○	○
		私立認可	○	○
		その他 ※1	×	×
	②在勤者・在学者 (目黒区内に通っている方)	公立認可	×	○
		私立認可	○	○
		その他 ※1	×	×
	③通過者 (上記①②以外の方)	公立認可	×	×
		私立認可	×	○※2
		その他 ※1	×	×

※1 「その他」は、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園を指します。

※2 4月入所については、一次利用調整(選考)は対象となりません。

3 目黒区でお申込みを受付けている保育施設

(認可保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園)

対象施設の一覧は21ページ以降でご確認ください。

なお、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員、認定こども園は、区内在住者のみお申込みいただけます。

①認可保育園(公立・私立)

認可保育園には公立保育園と私立保育園があり、どちらも国が定めている基準に基づいて運営されています。

A) 開所時間

午前7時15分から午後6時15分

B) 保育時間

①通常保育

保育時間は、保護者の勤務時間と通勤時間を考慮し、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。ただし、4か月未満のお子さまの場合は、公立認可保育園での保育時間は午前8時30分から午後5時までの範囲内です。

②延長保育

開所時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施しています。延長保育を希望する場合は、お申込みが必要です。詳細は10ページでご確認ください。

C) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

D) 保育料

17～19ページをご参照ください。

②小規模保育施設

子ども・子育て支援新制度において創設された地域型保育事業の1つである小規模保育施設は、目黒区の定めた基準を満たし区が認可した保育施設で、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さまを6人から19人までの定員で保育します。

A) 対象児童(①～④の要件を満たしていることが必要です。)

(1) 区内在住であること(転入予定者は転入後に申込み可)。

(2) 保護者が就労しているなどの理由で、お子さまの保育を必要とする状態であること。

(3) 0～2歳児クラスの児童。

(4) 保育開始初日時点で生後90日以上、平成30年4月1日現在3歳未満の乳幼児。ただし、保育短時間認定対象施設3園のうち「コピースマイルキッズかみめぐろ」「アソシエナーサリーマミー」は、保育開始月初日時点で生後57日からお申込みができます。

B) 保育時間

保育時間は、開所時間(各園による)の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設と相談のうえ契約してください。なお、保育短時間認定(8時間までの保育)の利用可能時間帯を設定している施設があります。保育短時間認定の方がこの時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。

C) 休所日

日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

D) 保育料

17～19ページをご参照ください。

E) 注意事項

小規模保育施設は面積100㎡前後の小さな施設です。アレルギーをお持ちのお子さまへの給食の提供等個別の対応が難しい場合があります。ご検討の際には、施設にお問い合わせください。

③事業所内保育施設

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の1つである事業所内保育施設は、会社等が設置する保育施設です。従業員のお子さま（従業員枠）と地域のお子さま（地域枠）と一緒に保育する施設です。目黒区の定めた認可基準を満たし、地域枠が設けられています。地域枠については0歳児から2歳児までのお子さまが対象です。

- A) **地域枠の対象児童**（(1)～(3)の要件を満たしていることが必要です。）
(1)区内在住者であること。（転入予定者は転入後に申込み可。）
(2)保護者が就労しているなどの理由で、お子さまの保育を必要とする状態であること。
(3)0～2歳児クラスの児童。
- B) **保育時間**
保育時間は開所時間（各園による）の範囲内で、保護者の勤務時間と通勤時間等を考慮して各施設とご相談のうえ契約してください。なお、保育短時間認定（8時間までの保育）の利用可能時間を設定している施設があります。保育短時間認定の方がこの時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。
- C) **休所日**
日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- D) **保育料**
17～19ページをご参照ください。
- E) **注意事項**
目黒区における利用調整対象は、地域枠（0歳児から2歳児まで）のみとなります。従業員枠については、設置者又は保育園へ直接お問い合わせください。

④家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、3人から5人のお子さまを自宅等家庭的な環境の中でお預かりします。ストレスの少ない小さな集団の中、もうひとつの家族のような関係を築きながら、健やかな成長を育むことで、お子さまが無理なく保育園に慣れるためのワンステップにもなります。

- A) **対象児童**（(1)～(4)の要件をすべて満たしていることが必要です。）
(1)区内在住者であること（転入予定者は転入後にお申込み可。）
(2)保護者が就労しているなどの理由で、お子さまの保育を必要とする状態であること。
(3)0～2歳児クラスの児童（短時間認定の方のみ。）
(4)保育開始月の初日時点で**生後6か月以上の乳幼児**。
（お子さまが3歳になった直後の3月末までお預かりします。）
- B) **保育時間**
原則午前9時から午後5時までの8時間
【注意】
※ 土曜保育と時間外保育については、家庭福祉員とご相談ください。
※ 日毎に契約時間を変更することはできません。
※ お子さまの送迎が契約時間よりも前後した場合、契約時間を超えた時間分は時間外保育となり、時間外保育料が別途かかります。
- C) **休所日**
日曜・祝日、年末年始休暇、年次休暇（年15日）、夏季休暇（7月1日から9月16日までの間で5日）、慶弔休暇、家庭福祉員の研修日（年3日）
【注意】
※ 家庭福祉員が休暇等を取得する際は、保護者にお子さまの保育を対応していただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

D) 保育料（子ども・子育て支援新制度への移行に伴い変更する場合があります。）

①保育料 月額25,000円

②時間外保育料 30分につき400円

※1か月分を合算し30分に満たない場合は、切り上げた時間数になります。

【注意】

※月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。

※保育料の日割り計算は行いません。

E) 注意事項

①お子さまの食事、おやつ等は持参してください。

②東京都認証保育所、定期利用保育事業との同時利用はできません。それらの施設を利用している方が、お子さまを家庭福祉員に預けることが決まった場合は、家庭福祉員を利用する月の前月末までに利用契約を解除していただきます。

⑤認定こども園

3歳児（年少クラス）から小学校就学前の子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。

A) 対象児童（(1)～(3)の要件を満たしていることが必要です。）

(1) 区内在住者であること（転入予定者は転入後に申込み可）。

(2) 保護者が就労しているなどの理由で、お子さまの保育を必要とする状態であること。

(3) 2号認定を受けていること。

2号認定（保育短時間）を受けている方は、中時間保育のみお申込みできます。

2号認定（保育標準時間）を受けている方は、長時間保育のみお申込みできます。

B) 一日の流れ

○月曜日から金曜日

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	8:50	12:00 昼食	14:00	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育	幼稚園教育			保育		
長時間保育	保育					保育		

○土曜日・長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）

	7:30 (長)登園	8:30 (中)登園	12:00 昼食	15:00 おやつ	16:30 (中)降園	18:30 (長)降園
中時間保育		保育				
長時間保育	保育					

C) 保育料

①認可保育園の保育料を適用します（17～19ページ参照）。

②保育料のほかに、教材費などの費用負担があります。

D) 注意事項

①スクールバスはありませんので、送迎の際は必ず保護者等が付き添ってください。

②保育区分変更（在園者対象）は、定員に空きがある場合に受付けます（締切日は3ページ参照）。なお、利用調整（選考）は新たな入園申込者と併せて実施します。

③複数のこども園や複数の保育区分（短時間保育、中時間保育、長時間保育）の併願はできません。

④保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。

【重要】保育を必要とする事由と在所できる期間

保育施設の利用申込みができるのは、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」によってご家庭でお子さまの保育を必要とする状態にある場合です。事由によって在所できる期間が異なりますのでご注意ください。お子さまに集団保育を経験させたいという理由での申込みはできません。

保育を必要とする事由	在所できる期間
仕事をしている(週3日かつ一日4時間以上)	事由がなくなるまで
疾病・心身に障害がある	事由がなくなるまで
虐待やDVのおそれがあり社会的擁護が必要である	事由がなくなるまで
出産をする	出産予定月をはさむ前後2か月(5か月以内)
親族の介護・看護をしている	事由がなくなるまで
日中に自宅外で求職活動をしている(起業準備含む)	2か月以内
災害に遭い、復旧にあっている	復旧終了まで
就学している(基本指数の細目に定める学校に限る)	保護者が卒業するまで

4 お申込み内容の変更

お申込み期間中に申込み内容等に変更があった場合は、変更後の内容が確認できる書類を速やかに提出してください。手続きがない場合は申込み内容と事実が異なるものと判断し、利用調整(選考)の対象外又は内定取消しとなります。必要書類については11～12ページをご参照ください。

5 転所のお申込み

別の保育施設への入所を希望する場合は、転所のお申込みができます。お申込み手続きや必要書類は利用申込みの場合と同じです。

【注意】

- ※ 転所が内定した場合、現在通っている保育施設には別のお子さまが内定していますので、**転所内定を辞退することはできません**。転所内定を辞退した場合は退所となります。
- ※ 転所のお申込みができるのは保育施設に入所してからです。入所内定の段階では転所のお申込みはできません。保育施設に通い始めてからお申込みください。
- ※ 転所の必要がなくなった場合は、速やかに転所のお申込みを取下げてください。お申込みをそのまましておきますと、利用調整(選考)の対象となり転所が内定する場合があります。

6 育児休業中の方へ

①入所について

A) 育児休業中は、原則、利用調整(選考)対象外です。

育児休業中は、ご家庭でお子さまの保育ができる状況にあることから、お申込みのお子さまやその兄弟姉妹の育児休業中であることにかかわらず、利用調整(選考)の対象とはなりません。利用調整(選考)の対象となるのは、復職日の属する月からです。(例：復職日が5月10日の場合、「5月入所」の申込みが可能です。)

B) ただし、育児休業を短縮して復職できる場合は、入所のお申込みが可能です。

入所月中に育児休業を切り上げて復職する場合はお申込みができます。その場合、育児休業期間及び短縮可能である旨の記載がある「勤務証明書」の提出が必要です。申込期間中に育児休業期間を短縮して復職された場合、正しい期間が記載された「勤務証明書」を再提出してください。入所後、育児休業から復職した場合は「復職証明書」の提出が必要です。保育施設に入所した月に復職せず、育児休業を延長した場合又は退職や転職(部署や派遣先の変更は除く)をした場合は、入所後であっても退所となりますのでご注意ください。

②転所について

育児休業取得期間は転所のお申込みはできません。

下のお子さまの育児休業中に上のお子さまの転所の利用調整(選考)の対象となるのは、下のお子さまの育児休業が明ける月からです。「勤務証明書」の育児休業取得期間の終了日の翌日が復職日となります。復職日が属する月が利用調整(選考)の対象となりますので、育児休業を短縮して復職する予定では、上のお子さまの転所申込みはできません。(ただし、小規模保育施設・事業所内保育施設の地域枠・家庭福祉員をご利用の方に限りお申込み可能です。)

③復職予定で入所が決まらなかった場合

入所希望月に入所が決まらなかった場合、利用調整（選考）の結果通知と併せて育児休業終了後の状況を確認するための書類をお送りしますので、指定の必要書類をご提出ください。

【注意】

- ※ 必要書類の提出がない場合は、育児休業終了後の状況が確認できない「状況不明世帯」となるため、申込書の有効期限内であっても利用調整（選考）の対象となりません。

7 特別な支援を要するお子さまの申込み

病気や障害があり特別な支援を要するお子さまの申込みの際には、事前に保育課保育施設利用係にご相談ください。

8 注意事項

①お申込み全般について

- A) 保育施設には定員があり、申込者が定員を超えた場合は利用調整（選考）を行いますので、必ずご利用ができるとは限りません。
- B) お申込み締切日までにお申込みください。お申込み内容によって追加書類の提出が必要となる場合がありますので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- C) 保育施設は10か所まで希望することができますが、内定後に「希望順位が低い」「保育施設までの距離が遠い」などの理由で内定を辞退される方がいます。希望保育施設を検討する際には、保育施設の場所を必ず確認していただき、実際に通える範囲の保育施設を希望してください。内定を辞退されると、次回以降の利用調整（選考）において減点になります。

②提出書類（11～12ページ 参照）について

- A) お申込み締切日の翌日以降に提出された書類は、次回の利用調整（選考）から反映されます。
- B) 就労先やお子さまの預け先などが複数ある場合は、それぞれ証明書類を提出してください。
- C) お申込み有効期間内に、既に提出されている書類の状況（就労状況や疾病・障害、介護・看護などの状況、児童の保育状況など）に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類を提出してください。お申込み内容と状況が異なった場合は入所内定の取消し又は退所となります。
- D) 「勤務証明書」や「受託証明書」などの証明書類の記載内容や、「就労状況申告書」などの申告内容に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主やお子さまの預け先に事実確認を行います。虚偽の証明や申告は無効となります。

③入所内定を辞退する場合

入所内定を辞退する場合は、速やかに内定施設及び保育課保育施設利用係に連絡のうえ「内定辞退届」を提出してください。

【注意】

- ※ 入所月の1日以降に辞退届が提出された場合は、その月に在所したこととなるため、1か月分の保育料がかかります。（保育料の日割りはできません。）
- ※ 内定を辞退し、再び保育施設への入所を希望する場合は、新規のお申込みと同様の手続きが必要です。必要書類も改めてご提出していただきます。
- ※ 内定を辞退した場合、辞退した入所月の年度内の全ての月及び翌年の4月一次二次の利用調整で減点になります。

9 延長保育のお申込み

認可保育園の全園、一部の小規模保育施設では延長保育を実施しています。

① 公立認可保育園へのお申込み

延長保育のお申込みに必要な書類（12ページ参照）をご用意いただき、保育課保育施設利用係へお申込みください。

施設名称	延長保育時間	開始年齢	延長保育料
第二ひもんや保育園 八雲保育園 目黒保育園 中目黒駅前保育園	午後6時15分～午後8時15分 ※午後7時15分以降は日を単位とした利用となります。	1歳	17ページ参照
上記以外の公立認可保育園	午後6時15分～午後7時15分		

【注意】

- ※ 育児休業中は延長保育を利用できません。
- ※ 東山、田道、目黒本町、南、ひもんや、八雲、中目黒駅前の公立認可保育園7園では、日を単位とした延長保育の利用を受付けています。（但し、月極延長保育の利用不承諾者でお申込みが有効な場合のみ）なお、私立認可保育園、小規模保育施設でも日を単位とした利用を受付けている場合があります。詳細は各園にご確認ください。

② 私立認可保育園・小規模保育施設・事業所内保育施設へのお申込み

延長保育時間や延長保育料は園により異なります。詳細は、内定後各園にお申込みください。

支給認定申請・利用申込みに必要な書類

1 支給認定に必要な書類

- ① 支給認定申請書
- ② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親の書類が必要です。下表をご参照ください。）
- ③ 世帯の所得状況が確認できる書類（父母それぞれの書類が必要です）

2 利用申込みに必要な書類

- ① 保育の利用申込書
- ② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親の書類が必要です。下表をご参照ください。）
- ③ 世帯の所得状況が確認できる書類（父母それぞれの書類が必要です）
- ④ その他各家庭の状況に応じて必要となる書類
- ②「保護者が保育を必要とすることを証明する書類」（必要に応じて下記以外の書類を求める場合もあります）

※ ②「保護者が保育を必要とすることを証明する書類」、③「世帯の所得状況が確認できる書類」は、支給認定申請と利用申込みで兼ねることができます。

必要書類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	備 考
	勤務証明書(※1)	就労状況申告書	採用証明書(※1)	内職証明書(※1)	病状内容確認書	看護状況申告書	自宅介護状況申告書	障害者手帳等	母子手帳	就労状況申告書	在学証明書	授業のカリキュラム	ひとり親世帯の状況申告書	求職活動に係る状況申告書	
保護者の状況															①～⑦、⑩、⑬、⑭は 目黒区様式でご提出ください 目黒区ホームページからも入手 できます。 (トップ→オンライン窓口→申 請書ダウンロード→子育て・ 保育に関する申請書→保 育に関する申請書)
会社員等	○														
自営業等(※2)		○													自営を証明する書類を添付 (※4)
就職内定			○												就労開始後①を提出
内 職		○		○											
疾 病					○										
障 害								○							
介護・看護					○	○									(入院、通院、通所)
							○	○							(自宅介護)
出 産									○						
学 生										○	○	○			通信教育は対象外
不 存 在													○		⑬に指定のある書類を添付
求職中(※3)														○	⑭ハローワーク登録証など

- ※1 証明日の記載がないもの、また証明日が提出月の当月、前月又は前々月以外のは無効です。
- ※2 ご自身や配偶者、親族が経営されている場合、「自営業等」の扱いになります。
- ※3 自営業の起業準備も求職中に含まれます。
- ※4 就労状況が変動する場合は、別途「就労状況書」を毎月提出してください。

自営業の方は以下の2点の書類の提出が必要です。

- ① 自営の内容が確認できる書類
 - ・・・例) ホームページ、パンフレット、チラシ、開業届、営業許可証等
- ② 直近の勤務状況が確認できる書類
 - ・・・例) 給与明細書、預金通帳、請負契約書等
 - 給与明細書、預金通帳の場合、直近1か月分の書類が必要となります。

■ ③ 「世帯の所得状況が確認できる書類」

「平成29年度 住民税課税（非課税）証明書」（写し可）が必要です。平成29年1月1日時点で住民登録をしていた自治体に全項目証明（所得金額、課税額、所得控除、税額控除の内訳の記載あり）のものを請求してください。ただし、平成29年1月1日現在目黒区に住民登録があり、目黒区で課税（又は非課税）の状況が確認できる方は、添付を省略することができます。

【注意】

- ※ 未申告の場合は、至急申告を行ってください。
- ※ 平成29年1月1日現在、日本に住民登録がなく、平成28年中に日本国外で収入がある方は国内外での収入が分かる書類を添付してください。
- ※ 平成30年9月以降の利用調整（選考）にお申込みいただく場合は、平成30年1月1日現在の居住地（住民票のある自治体）の平成30年度住民税課税（非課税）証明書が必要になります。

■ ④ 「その他各家庭の状況に応じて必要となる書類」

各ご家庭の状況に応じた書類をご提出ください。

（必要に応じて下記以外の書類をご提出いただく場合もあります。）

A) お子さまの保育状況が確認できる書類

お子さまを認可外保育施設等に週3日かつ1日4時間以上継続して預け、対価を支払っている場合は、「受託証明書」（目黒区様式）をご提出してください。

【注意】

- ※ 求職中や育児休業中、受託1か月未満、週3日未満、1日4時間未満の場合は、原則調整指数の加算対象となりません。
- ※ お子さまの預け先が複数ある場合は、それぞれの受託証明書が必要です。
- ※ 現在の預け先以前に別の預け先があり、間を空けずに継続して現在の預け先にお子さまを預けている場合、過去に預けていたことが確認できる受託証明書を提出してください。
- ※ 個人受託の場合は、受託期間中の保育料領収証の写しを提出してください。
- ※ 日額、時間単価等の変則的な受託形態をとられている場合、受託実績を受託先に確認させていただくことがあります。

B) 祖父母が保育できないことを証明する書類

目黒区内に二親等以内の親族（65歳未満）がいる場合、祖父母が保育できないことを証明するため、「就労状況申告書（祖父母用）」又は「病状内容確認書（祖父母用）」等をご提出していただきます。ご提出がない場合、または書類に不備がある場合は、利用調整（選考）の際に劣位になります。二親等以内の親族（65歳未満）が同居の場合、上記の書類のご提出がないときは、調整番号5の同居親族に該当し減点になります。

3 お申込み内容の変更に必要な書類

- ① 希望施設を変更する場合：「保育の利用申込変更届」
- ② 保育を必要とする状況に変更があった場合：変更後の状況が確認できる書類（勤務証明書等）
- ③ お子さまの保育状況に変更（認可外保育施設に預け始めた、預け先を変更した、預ける日数や時間を変更した等）があった場合：「受託証明書」
- ④ お申込みを取下げの場合：

次に該当する場合は、保育課保育施設利用係にご連絡のうえ「申込取下届」を提出してください。

A) 保育施設に入所する意思又は入所を必要とする理由がなくなった場合

B) 申込んでいるお子さまの兄弟姉妹の育児休業を取得する場合（育児休業取得後、お申込みを取下げずに内定が出た場合、入所月中に復職していただくこととなります。）

4 延長保育のお申込みに必要な書類

- ① 延長保育申込書
- ② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類（両親分の書類が必要です。保育の利用申込みと併せて申込む場合は、延長保育のお申込み用に別途ご用意いただく必要はありません。11ページ参照）
- ③ お子さまのお迎えをベビーシッター等に委託している場合は、委託していることを証明する書類（契約書等）をご提出ください。

利用調整（選考）

1 利用調整（選考）基準指数

① 基本指数

類型番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）			基本指数	
	類型	細目			
1	居宅外就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		20	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		18	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		16	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		14	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		12	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		10	
		上記以外の場合		8	
2	居宅内就労	週5日かつ一日7時間以上の就労をしている		19	
		週5日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		17	
		週4日かつ一日7時間以上の就労をしている		15	
		週4日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		13	
		週3日かつ一日7時間以上の就労をしている		11	
		週3日かつ一日4時間以上7時間未満の就労をしている		9	
		上記以外の場合		8	
3	疾病障害出産	疾病負傷	入院	おおむね3か月以上の入院が見込まれる場合	20
			居宅内療養	常時病臥	20
				精神性疾患で通院加療を行っている	20
				一般療養（通院加療を行い、かつ安静を要する）	17
		障害	身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級に該当する場合又は、療育手帳（愛の手帳）1度、2度、3度のいずれかに該当する場合		20
			身体障害者手帳3級に該当する場合、療育手帳（愛の手帳）4度に該当する場合		17
		障害	身体障害者手帳4級に該当する		13
出産	出産月を含む前後2か月		9		
4	介護看護 ※三親等以内の親族に限る	入院通院通所	週5日かつ一日4時間以上の付添い	18	
			週4日かつ一日4時間以上の付添い	14	
			週3日かつ一日4時間以上の付添い	10	
		自宅介護	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級、愛の手帳1度、2度、3度又は要介護認定4度、5度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		20
			身体障害者手帳3級、4級、愛の手帳4度又は要介護認定1度、2度、3度に該当する介助が必要な親族を自宅にて常時介護している		13
			上記以外の介護をしている		9
		5	求職	求職（起業準備を含む）のため、昼間に外出することを常態としている（採用内定のある場合を含む）	
6	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧		20	
7	就学	就学（学校教育法に定める大学、高等専門学校、同法124条に定める専修学校に通学）又は職業訓練（職業能力開発促進法第15条の6第3項に定める公共職業能力開発施設等に通所）をしている		※1	
8	その他	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等（単身赴任を除く）	20	
		虐待等	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	20	
		特例	上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※1	

②調整指数

調整番号	調整項目	適用する世帯等の状況	調整指数
1	不存在	ひとり親世帯又は両親が不在の世帯	+10
2	虐待等	児童虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合又は配偶者等からの暴力がある	+10
3	低所得	生活保護世帯、又は申込締切日現在、その年度の住民税が非課税かつ前年度の住民税が非課税である世帯	+2
4	就労制限	児童又は児童と生計を一にしている二親等以内の同居親族に障害があるため、保護者の就労が制限されている	+2
5	同居親族	二親等以内の同居親族（入所日時時点で65歳以上、病気療養中、就労を除く）が児童の保育に当たれる	-2
6	在勤者	目黒区外に居住し、保護者のいずれかの勤務先が目黒区内にある	-10
7	地域型保育	児童が地域型保育事業を継続して1か月以上利用している（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）	+2
8	認可外保育	児童を認可外保育施設、または個人（三親等以内の親族を除く）等に週3日かつ1日4時間以上継続して1か月以上預け、その対価を支払っている（求職中や育児休業中は加算対象とはなりません。）	+2
9	障害児	児童が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けている	+2
10	兄弟揃え	兄弟姉妹が別々の認可保育園又は認定こども園に在園していて、いずれか一方の在園している認可保育園又は認定こども園に転園を希望する	+2
11	就労中保育	保護者が就労中に児童を保育している	-1
12	就労実績	就労開始からの実績が1か月未満の場合（産休・育休から復帰した場合を除く）	-1

13	内定辞退	内定を辞退した場合	- 1
----	------	-----------	-----

(※1) 15ページ「利用調整（選考）の注意事項」項目⑥をご参照ください。

③指数同位の優先順位

世帯の利用調整（選考）基準指数が同位となった場合は、次の順位によって利用調整（選考）を行います。

順位	内 容
1	区内在住児
2	ひとり親世帯
3	基本指数上位者
4	新規申込者（兄弟姉妹と同一園を希望する場合を含む）
5	区内保育施設（区が利用調整する施設等及び区内の東京都認証保育所）に週5日かつ1日7時間以上勤務する育児休業中（各年4月の利用調整においては、地域型保育又は東京都認証保育所の卒園児に関して育児休業中以外の場合を含む。）の保育士又は看護師であって、当該児童の入所月の翌年度末まで区内保育施設において保育又は看護業務に継続して従事するもの
6	年齢上限のある区が利用調整する施設等を利用している卒園児（卒園児4月のみ）
7	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている
8	介護・看護（基本指数の類型番号4に該当する者）
9	保護者のいずれかが長期単身赴任又は長期入院者、及び常時病臥の場合
10	兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している又は二人以上同時申込み
11	児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い者
12	世帯で保育料の滞納がない
13	申込み締切日までに就労している者（育児休業など、休職期間中の者は除く）
14	目黒区内に二親等以内の親族（入所日時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がない
15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

2 延長保育利用調整（選考）基準指数

①実施指数

類型 番号	保護者の状況（細目の内容を常態としているため保育に当たれない場合）		実施指数
	類 型	細 目	
1	就 労	延長保育必要日数が平均して週5日以上	10
		延長保育必要日数が平均して週3日以上	9
		延長保育必要日数が平均して週1日以上	8
2	不存在	保護者が不存在（単身赴任を含む）	10
3	特 例	疾病、介護等明らかに延長保育が必要と認められる場合	※

【注意】

※ 実施指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

※ 類型番号3「特例」の実施指数は、類型番号1「就労」の実施指数を準用します。

② 指数同位の優先順位

延長保育利用調整（選考）基準指数が同位となった場合は、次の順位によって利用調整（選考）を行います。

順位	内 容
1	区内在住児
2	在園児
3	ひとり親世帯等
4	居宅外就労
5	居宅内就労
6	保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかが交付されている
7	介護・看護
8	単身赴任
9	二親等以内の同居親族（延長保育利用開始時点で65歳以上、病気療養中、就労等を除く）がない
10	兄弟姉妹が延長保育を利用している
11	転所申込みで転所前に延長保育を利用している
12	子どものお迎えや延長保育をベビーシッター等に委託している
13	延長保育の申込み待機期間が長い
14	勤務終了時間がお迎えに間に合わない

15	区市町村民税が低い世帯
16	目黒区在住期間が長い世帯（保護者のいずれかの長い方）

3 利用調整（選考）の注意事項

利用調整（選考）では、申込み締切日までに提出された書類をもとに、保護者それぞれの状況などを「利用調整（選考）基準指数」に基づいて指数化し、指数の高い順に保育施設の利用を内定します。

- ① 利用調整（選考）基準指数は、**お申込み締切日現在の状況**で認定します。
 - ② 利用調整（選考）基準指数は、基本指数と調整指数を合算した点数です。
 - ③ 利用調整（選考）基準指数の認定は、お申込み締切日時点の状況が入所日まで（調整番号7「地域型保育」及び調整番号8「認可外保育」については、入所日前日まで）継続するものとして認定します。**保育施設の入所までに家庭状況（就労状況、保育状況、家族構成等）が変わった場合、指数が変更となり入所の内定取消しや退所になることがあります。**変更が生じたら速やかにご連絡ください。
 - ④ 基本指数は、児童の父母それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育に当たれない要件（類型）が一人の保護者に複数ある場合は、主たる要件（類型）の状況に基づき基本指数を認定します。
 - ⑤ 基本指数の**類型番号4「介護、看護」**の**「自宅介護」**とは、要介助者の住所と申請世帯の住所が住民記録上同一であることをいいます。
 - ⑥ 基本指数の**類型番号7「就学」**及び**類型番号8「その他」**の**「特例」**は、類型番号1「居宅外就労」と類型番号2「居宅内就労」の基本指数を準用します。
 - ⑦ **出産休暇又は育児休業中の場合の基本指数**（育児を理由とした就学中の休学も含む）は、**復職日時点の状況で認定**します。ただし、出産休暇又は育児休業を取得した勤務先に出産休暇又は育児休業を取得する前と同じ就労形態で復職することを原則とします。
 - ⑧ 育児短縮勤務を取得し、時間短縮後の就労形態が週3日未満又は一日4時間未満となる場合は新設した「就労」の8点の指数を適用します。
 - ⑨ 就労とは、給与・賃金・報酬等の対価が発生する労働とします。仕事の手伝いやボランティア等の対価の生じないものは就労としません。この場合類型番号5「求職」の指数を適用します。
 - ⑩ 就労の場合の就労時間は、労働基準法に基づく休憩時間を除いた**実労働時間**です。
 - ⑪ **調整番号3「低所得」**に示す非課税世帯の判定基準年度は、利用調整（選考）月により異なります。
平成29年9月から平成30年8月入所利用調整（選考）：平成29、28年度の市区町村民税
平成30年9月から平成31年8月入所利用調整（選考）：平成30、29年度の市区町村民税
（2、3月は利用調整（選考）を実施していません）
 - ⑫ **調整番号4「就労制限」**は、制限を受けている保護者が、基本指数の類型「居宅外就労」又は「居宅内就労」の「週5日かつ一日7時間以上の就労をしている」に該当する場合は適用されません。
 - ⑬ **調整番号7「地域型保育」**から**調整番号11「就労中保育」**に複数該当する場合は、いずれか一つの項目を適用します。
 - ⑭ **調整番号7「地域型保育」8「認可外保育」**の加算対象にあたるのは以下の条件を満たした場合です。
 - ① **週3日かつ1日4時間以上対価を払ってお子さまを地域型保育事業・認可外保育施設等に預けている**
 - ② **育児休業中でない（ただし、下のお子さまの育児休業前から育児休業中も引き続き上のお子さまを認可外保育施設に預けている場合は、育児休業中も上のお子さまの調整指数が加算されます。）**
 - ③ **基本指数の細目のいずれかに該当する（求職を除く）**
 - ④ **①②の条件を一か月以上継続して満たしている**
- なお、**優先順位11「児童を認可外保育園等に預け、父母が育児休業等から復職した日（認可外受託認定日）の早い場合」**における受託認定日は、①～③の条件が揃った時点を起算点とします。途中でいずれかの条件が欠けた場合は、その時点で受託認定日が消滅します。（ただし、下のお子さまの育児休業前から育児休業期間中も引き続き上のお子さまを認可外保育施設に預けている場合のみ、復職後の利用調整（選考）から育児休業取得前にさかのぼって受託認定日を適用します。）
- ⑮ 就労実績が申込締切日までに1か月に満たない場合は、該当する保護者に**調整番号12「就労実績」**による調整指数の減算があります。
 - ⑯ 内定を辞退した場合は内定を辞退した入所月の属する年度、翌年度4月一次及び二次まで、**調整番号13「内定辞退」**の減点が適用されます。
 - ⑰ **優先順位9「保護者が長期単身赴任又は長期入院者、及び常時病臥の場合」**における長期単身赴任者とは、申込締切日時点及び入所日時点で、6か月以上の単身赴任をしていること又は予定していることを勤務先が証明する場合に限ります。自営業や就学の場合は単身赴任者とはなりません。また、長期入院者とは、申込み締切

入所（転所）できなかった場合

- 内定しなかった方には、入所希望月（初回月）についてのみ利用調整（選考）の結果通知をお送りします。
- 入所希望月翌月以降の結果は、内定された方へのみ通知をお送りします。内定しなかった方へのご連絡は行いません。
- 4月利用調整（選考）については、お申込みをされた方全員に利用調整（選考）の結果通知をお送りします。
- 申込書の有効期間は、**申込書を受理した月を含めて一年間です**。お申込み有効期間が終了した際のご連絡はいたしません。申込書を提出した月は、「利用調整結果通知書」の申込日でご確認ください。なお、一年間の有効期間内であっても支給認定の有効期間が切れると利用調整（選考）の対象外となります。

【お申込み有効期間の例】

申込書を受理した月	お申込み有効期間	次回お申込み提出期限
平成29年10月	平成30年10月利用調整（選考）まで	平成30年10月10日（水）
平成29年12月	平成30年12月利用調整（選考）まで	平成30年12月10日（月）

- 有効期間内、希望施設に空きが出た場合は利用調整（選考）の対象となります。
- 有効期間内に申込書や提出している書類と状況に変更があった場合は、変更後の状況が確認できる書類をご提出してください。ご提出がないと利用調整（選考）には反映されません。
- 有効期間内に入所が決まらず、継続して入所を希望する場合は、再度お申込み手続きが必要です。

保育料

1 保育料

- ① 認可保育園は公立・私立とも同額、地域型保育事業は階層区分の額を上限に施設が保育料を設定します。17、18ページの階層表でご確認ください。なお、保育料の算定は4月と9月に、市区町村民税所得割を根拠に行います。（4月：クラス年齢変更に伴う算定 9月：算定根拠となる課税年度の切り替えに伴う算定）

【注意】

※ 市区町村民税が確認できる資料の提出がない場合は、最高額（D25階層）となります。

- ② 保育料は月単位でお支払いいただきます。

【注意】

※ 月の初日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。

※ 保育料の日割り計算は行いません。

※ 登園日数が少ない場合であっても減額にはなりません。

- ③ 延長保育を利用している場合は、延長保育料をお支払いいただきます。

- ④ 保育料の負担軽減（新制度）について

「平成29年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組」の実施に伴い、区市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等については、第一子の保育料を半額、第二子以降の保育料については0円としています。また、区市町村民税所得割額57,700円未満のひとり親世帯等以外の多子世帯については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃しています。詳細はお問い合わせください。（保育料算定上のひとり親世帯等とは、「母子・父子世帯」及び「在宅障害児（者）世帯」を指します。）

2 保育料の納付方法

- ① 保育料は、原則、口座振替によりお支払いいただきます。
- ② 口座振替は「口座振替依頼書」（目黒区様式）により、各金融機関の窓口で手続きを行ってください。
- ③ 納付期限は毎月末です。（月末が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。）

【注意】

※ 保育料が未払いの場合、滞納処分（財産の差押さえ等）を受けることがあります。必ず納付期限までにお支払いください。

3 平成30年度 認可保育園保育料・延長保育料早見表

平成30年度認可保育所等利用者負担額（保育料）階層表【保育標準時間】

階層区分	階層	保育料（月額）			区立延長保育料（月額）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
被保護世帯	A	0	0	0	0	0	0
区市町村民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0
区市町村民税均等割のみ	C1	1,900 (950)	1,300 (650)	1,300 (650)	600	600	600
区市町村民税所得割30,000円未満	C2	2,400 (1,200)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	600	600	600
30,000円以上45,000円未満	C3	3,100 (1,550)	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)	600	600	600
45,000円以上60,000円未満	D1	6,900 (3,450)	5,800 (2,900)	5,800 (2,900)	900	900	900
60,000円以上75,000円未満	D2	8,600 (4,300)	7,500 (3,750)	7,400 (3,700)	900	900	900
75,000円以上90,000円未満	D3	9,700 (4,850)	9,600 (4,800)	9,500 (4,750)	900	900	900
90,000円以上125,000円未満	D4	16,300 (8,150)	11,500 (5,750)	11,400 (5,700)	1,500	1,300	1,300
125,000円以上160,000円未満	D5	20,200 (10,100)	13,400 (6,700)	13,300 (6,650)	1,900	1,300	1,300
160,000円以上195,000円未満	D6	22,700 (11,350)	15,100 (7,550)	15,000 (7,500)	2,100	1,300	1,300
195,000円以上220,000円未満	D7	25,400 (12,700)	17,000 (8,500)	16,900 (8,450)	2,500	1,700	1,600
220,000円以上245,000円未満	D8	27,500 (13,750)	18,300 (9,150)	18,200 (9,100)	2,700	1,800	1,800
245,000円以上270,000円未満	D9	29,700 (14,850)	19,600 (9,800)	19,400 (9,700)	2,900	1,900	1,900
270,000円以上295,000円未満	D10	31,500 (15,750)	21,000 (10,500)	19,600 (9,800)	3,100	2,100	1,900
295,000円以上320,000円未満	D11	33,400 (16,700)	22,300 (11,150)	19,800 (9,900)	3,300	2,200	1,900
320,000円以上345,000円未満	D12	35,100 (17,550)	23,300 (11,650)	20,000 (10,000)	3,500	2,300	2,000
345,000円以上360,000円未満	D13	36,900 (22,140)	24,400 (14,640)	20,200 (12,120)	3,600	2,400	2,000
360,000円以上375,000円未満	D14	38,500 (23,100)	24,700 (14,820)	20,400 (12,240)	3,800	2,400	2,000
375,000円以上390,000円未満	D15	40,100 (24,060)	25,000 (15,000)	20,600 (12,360)	4,000	2,500	2,000
390,000円以上405,000円未満	D16	41,500 (24,900)	25,300 (15,180)	20,800 (12,480)	4,100	2,500	2,000
405,000円以上420,000円未満	D17	43,200 (25,920)	25,600 (15,360)	21,000 (12,600)	4,300	2,500	2,100
420,000円以上470,000円未満	D18	47,700 (33,390)	25,900 (18,130)	21,200 (14,840)	4,700	2,500	2,100
470,000円以上520,000円未満	D19	53,700 (37,590)	26,200 (18,340)	21,400 (14,980)	5,300	2,600	2,100
520,000円以上570,000円未満	D20	60,100 (42,070)	26,500 (18,550)	21,600 (15,120)	6,000	2,600	2,100
570,000円以上735,000円未満	D21	65,500 (45,850)	26,800 (18,760)	21,800 (15,260)	6,500	2,600	2,100
735,000円以上900,000円未満	D22	66,800 (46,760)	27,200 (19,040)	22,100 (15,470)	6,600	2,700	2,200
900,000円以上1,100,000円未満	D23	67,900 (47,530)	27,500 (19,250)	22,300 (15,610)	6,700	2,700	2,200
1,100,000円以上1,300,000円未満	D24	69,100 (48,370)	27,800 (19,460)	22,500 (15,750)	6,900	2,700	2,200
1,300,000円以上	D25	70,200 (49,140)	28,100 (19,670)	22,700 (15,890)	7,000	2,800	2,200

- ①この利用者負担額階層表は、認可保育所、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、認定こども園（保育利用に限る）の保育料に適用されます。また、支給認定区分（保育標準時間・保育短時間）により金額は異なります。
- ②利用者負担額階層は毎年度9月に切り替わります。4月分から8月分までは前年度区市町村民税により決定し、9月分から3月分までは当年度の区市町村民税により決定します。ただし、クラス年齢は4月切替えのため、9月以降も変わりません。
- ③階層区分の決定に使用する区市町村民税所得割額は、調整控除と所得割の調整措置以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）を行う前の所得割額です。
- ④保育料及び延長保育料はお子さま1人当たりの金額です。
- ⑤認可保育所、地域型保育、幼稚園、認定こども園などに2人以上のお子さまを預ける場合、2人目の保育料は（）内の金額になります。
- ⑥⑤にかかわらず、同一世帯に3人以上扶養する子がいて、その第3子以降の子が認可保育所等を利用する場合の保育料はかかりません。ただし、延長保育料は有料です。
- ⑦延長保育料は区立保育園の午後6時15分から午後7時15分までの保育料です（保育短時間はありません）。区立認定こども園（長時間保育）の延長保育はありません。それ以外の私立保育園及び地域型保育の延長保育料は各施設・事業所にお問い合わせください。

平成30年度認可保育所等利用者負担額（保育料）階層表【保育短時間】

階層区分	階層	保 育 料（月 額）		
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
被保護世帯	A	0	0	0
区市町村民税非課税世帯	B	0	0	0
区市町村民税均等割のみ	C1	1,900 (950)	1,300 (650)	1,300 (650)
区市町村民税所得割30,000円未満	C2	2,400 (1,200)	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)
30,000円以上45,000円未満	C3	3,100 (1,550)	2,700 (1,350)	2,600 (1,300)
45,000円以上60,000円未満	D1	6,800 (3,400)	5,800 (2,900)	5,800 (2,900)
60,000円以上75,000円未満	D2	8,500 (4,250)	7,400 (3,700)	7,300 (3,650)
75,000円以上90,000円未満	D3	9,600 (4,800)	9,500 (4,750)	9,400 (4,700)
90,000円以上125,000円未満	D4	16,100 (8,050)	11,400 (5,700)	11,300 (5,650)
125,000円以上160,000円未満	D5	19,900 (9,950)	13,200 (6,600)	13,100 (6,550)
160,000円以上195,000円未満	D6	22,400 (11,200)	14,900 (7,450)	14,800 (7,400)
195,000円以上220,000円未満	D7	25,000 (12,500)	16,800 (8,400)	16,700 (8,350)
220,000円以上245,000円未満	D8	27,100 (13,550)	18,000 (9,000)	17,900 (8,950)
245,000円以上270,000円未満	D9	29,200 (14,600)	19,300 (9,650)	19,100 (9,550)
270,000円以上295,000円未満	D10	31,000 (15,500)	20,700 (10,350)	19,300 (9,650)
295,000円以上320,000円未満	D11	32,900 (16,450)	22,000 (11,000)	19,500 (9,750)
320,000円以上345,000円未満	D12	34,600 (17,300)	23,000 (11,500)	19,700 (9,850)
345,000円以上360,000円未満	D13	36,300 (21,780)	24,000 (14,400)	19,900 (11,940)
360,000円以上375,000円未満	D14	37,900 (22,740)	24,300 (14,580)	20,100 (12,060)
375,000円以上390,000円未満	D15	39,500 (23,700)	24,600 (14,760)	20,300 (12,180)
390,000円以上405,000円未満	D16	40,800 (24,480)	24,900 (14,940)	20,500 (12,300)
405,000円以上420,000円未満	D17	42,500 (25,500)	25,200 (15,120)	20,700 (12,420)
420,000円以上470,000円未満	D18	46,900 (32,830)	25,500 (17,850)	20,900 (14,630)
470,000円以上520,000円未満	D19	52,800 (36,960)	25,800 (18,060)	21,100 (14,770)
520,000円以上570,000円未満	D20	59,100 (41,370)	26,100 (18,270)	21,300 (14,910)
570,000円以上735,000円未満	D21	64,400 (45,080)	26,400 (18,480)	21,500 (15,050)
735,000円以上900,000円未満	D22	65,700 (45,990)	26,800 (18,760)	21,800 (15,260)
900,000円以上1,100,000円未満	D23	66,800 (46,760)	27,100 (18,970)	22,000 (15,400)
1,100,000円以上1,300,000円未満	D24	68,000 (47,600)	27,400 (19,180)	22,200 (15,540)
1,300,000円以上	D25	69,100 (48,370)	27,700 (19,390)	22,400 (15,680)

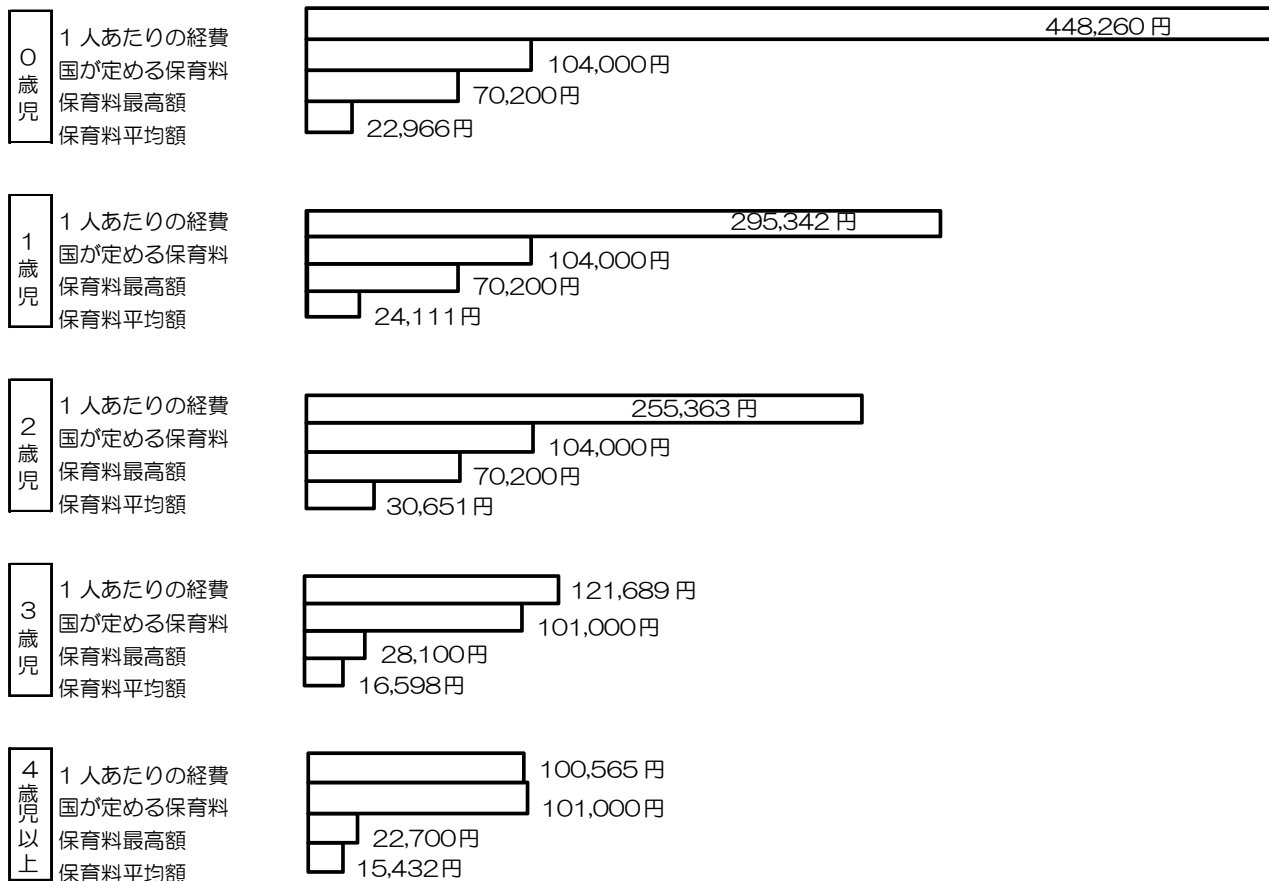
私立認可保育園・地域型保育施設は施設によって【保育短時間】の利用可能時間が異なります。利用可能時間を超える保育園の利用については、左記利用者負担額とは別に延長保育料金が発生します。ご希望の場合は、施設に利用可能時間をご確認ください。

- ①この利用者負担額階層表は、認可保育所、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、認定こども園（保育利用に限る）の保育料に適用されます。また、支給認定区分（保育標準時間・保育短時間）により金額は異なります。
- ②利用者負担額階層は毎年度9月に切り替わります。4月分から8月分までは前年度区市町村民税により決定し、9月分から3月分までは当年度の区市町村民税により決定します。ただし、クラス年齢は4月切替えのため、9月以降も変わりません。
- ③階層区分の決定に使用する区市町村民税所得割額は、調整控除と所得割の調整措置以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）を行う前の所得割額です。
- ④保育料はお子さま1人当たりの金額です。
- ⑤認可保育所、地域型保育、幼稚園、認定こども園などに2人以上のお子さまを預ける場合、2人目の保育料は（ ）内の金額になります。
- ⑥⑤にかかわらず、同一世帯に3人以上扶養する子がいて、その第3子以降の子が認可保育所等を利用する場合の保育料はかかりません。
- ⑦区立保育園における保育短時間認定児童の延長保育はありません。

4 園児一人の保育料にかかる費用について

保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様に負担していただいている保育料と国・東京都・目黒区が負担する費用で運営されています。目黒区では、国の定めた基準よりも多額の経費を上乗せし、保育内容の充実や多様な保育サービスに努めております。また、目黒区では保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者負担の大幅な軽減を図っています。

園児1人にかかる経費（公立園）と保育料について（概算）



1人あたりの経費は平成28年度決算から算出しました。

保育料平均額（実際の負担額の平均）は、平成29年9月時点のものです。

保育園は、保護者から納付される保育料で運営されています。
安全で安心して子どもを預けられる保育園を維持するためには、
保護者全員のご理解とご協力が必要です。
保育料のお支払いは、納付期限を必ずお守りください。

保育施設入所後に区外転出された場合の利用可能期間について

保育施設入所後に区外へ転出された場合、「退所・区外転出届」（目黒区様式）を提出し、転出した月中に必ず転出先の自治体で転入手続きと同時に「保育所の継続利用」のお申込みを行ってください。なお、施設ごとにその後の利用可能期間が異なりますのでご注意ください。

1 公立認可保育園

転出した年度末までのご利用いただけますが、翌年度以降は利用することができません。ただし、保護者のいずれかが目黒区内在勤者の場合、または平成27年度以前に入園された場合については、翌年度以降も利用が可能です。

2 私立認可保育園

翌年度以降も利用が可能です。

3 認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭福祉員

小規模保育施設・事業所内保育施設は、転出日の属する月中はご利用いただけますが、翌月以降は利用できません。家庭福祉員・認定こども園は転出日から利用できません。

保育園整備・民営化のお知らせ

目黒区では、待機児童解消に向けた定員の拡大、老朽化が進む園舎の改修・改築、多様な保育ニーズへの対応など、保育園に関する多くの課題があります。これらの課題を解決するための方策の一つとして、区立保育園の民営化を行うこととし、平成25年4月に「区立保育園の民営化に関する計画」を策定しました。

<民営化計画のポイント>

- ・ 民営化の手法は「民設民営化」とします。民間事業者が施設を整備し運営します。
- ・ 対象園の民営化実施までの準備期間は、3年間を基本とします。
- ・ 計画期間内で、4園（中目黒保育園、上目黒保育園、東山保育園、鷹番保育園）の民営化を実施します。なお、中目黒保育園については、平成29年4月に実施済みです。

<今後の実施予定（年度別一覧）>

	（年度）						
	28	29	30	31	32	33	34
① 上目黒保育園				民営化	→		
② 東山保育園					民営化	→	
③ 鷹番保育園						仮園舎	民営化

【重要】上目黒・東山・鷹番保育園を希望される方は、必ずお読みください。

① 上目黒保育園

31年度に、新園舎に移り民設民営園に変わります。新園舎（五本木2-20-17）は現園から1キロメートル以上離れています。新園舎は、旧守屋教育会館跡地に建設されます。

② 東山保育園

32年度に、新園舎に移り民設民営園に変わります。新園舎は現園から350メートル程の距離の目黒東山住宅（東山2-20）駐車場内に設ける予定です。

③ 鷹番保育園

33年度に、改築のため仮園舎に移ります。仮園舎の場所は未定です。34年度に、現園の所在地に戻る予定で、民設民営園に変わります。

認可保育園一覧

(1) 公立認可保育園

(平成30年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小 月齢	保育年齢別定員							地図番号
				0	1	2	3	4	5	計	
駒場保育園	駒場 1-22-1	3469-6775	57 日目～	6	10	12	14	14	14	70	①
菅刈保育園	青葉台 2-10-27	3462-0219	〃	6	21	22	23	23	23	118	②
東山保育園 ★32 年度民設民営化	東山 2-10-17	3713-9646	〃	9	20	24	26	26	26	131	③
中目黒駅前保育園 【公設民営】	上目黒 1-26-1	3711-7110	〃	6	9	10	11	11	11	58	④
第二上目黒保育園	上目黒 2-15-8	3719-8656	〃	9	13	14	18	18	18	90	⑤
上目黒保育園 ★31 年度民設民営化	上目黒 3-39-20	3713-5656	〃	9	18	20	27	28	28	130	⑥
目黒保育園 【公設民営】	目黒 1-7-16	3779-1381	〃	9	17	18	19	20	20	103	⑦
田道保育園	目黒 3-4-4	3760-3935	〃	12	18	20	23	23	23	119	⑧
不動保育園	下目黒 6-11-20	3792-7475	〃	6	7	10	15	15	15	68	⑨
中町保育園	中町 2-37-15	3719-2640	〃	9	21	23	24	24	24	125	⑩
祐天寺保育園	祐天寺 1-10-9	3719-5263	〃	9	13	13	14	14	14	77	⑪
中央町保育園 (給食調理委託)	中央町 2-30-7	3719-5843	〃	9	20	21	23	23	23	119	⑫
目黒本町保育園	目黒本町 2-1-20	3792-6327	〃	9	11	16	21	21	21	99	⑬
原町保育園 (給食調理委託)	原町 1-20-16	3712-4119	〃	9	24	25	27	27	27	139	⑭
南保育園	南 1-18-30	3717-5177	〃	9	18	20	22	22	22	113	⑮
第二ひもんや保育園 【公設民営】	目黒本町 2-25-14	3713-8994	〃	9	14	15	15	15	15	83	⑯
ひもんや保育園 (給食調理委託)	碑文谷 2-8-9	3712-1035	〃	9	22	27	28	28	28	142	⑰
第三ひもんや保育園(給食調理委託)	碑文谷 5-15-19	3716-8391	〃	9	15	18	20	20	20	102	⑱
鷹番保育園 ★34 年度民設民営化	鷹番 2-16-15	3710-1219	〃	9	10	12	14	14	14	73	⑲
大岡山保育園	大岡山 1-36-10	3724-1544	〃	12	21	23	25	25	25	131	⑳
八雲保育園	八雲 3-10-18	3718-4084	〃	6	20	24	27	28	28	133	㉑

(2) 私立認可保育園

(平成30年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小 月齢	保育年齢別定員							地図番号
				0	1	2	3	4	5	計	
キッズハウス池尻大橋保育園	大橋 2-3-5	6407-0460	4 か月～	12	14	16	16	16	16	90	Ⓐ
野のゆり保育園	大橋 2-15-12	5790-9091	57 日目～	6	8	8	8	8	8	46	Ⓑ
双葉の園保育園	大橋 2-16-6	3465-0270	〃	12	31	32	30	30	30	165	Ⓒ
のぞみ保育園 ※	大橋 2-19-1	3466-0269	〃	9	9	13	13	13	13	70	Ⓓ
中目黒ちとせ保育園	上目黒 2-10-9	3793-7511	〃	6	9	11	11	11	12	60	Ⓔ
桑の実中目黒保育園	上目黒 3-37-24	6303-4431	〃	6	8	10	12	12	12	60	Ⓕ
コピーブリスケールかみめぐろ	上目黒 5-5-8	6452-3781	〃	6	13	16	16	15	14	80	Ⓖ
桜のこみち保育園	中目黒 2-6-20	6412-8606	〃	6	12	13	13	13	13	70	Ⓗ
キッズガーデン中目黒	中目黒 3-5-8	6303-1950	90 日目～	9	12	12	15	15	15	78	Ⓘ
中目黒どろんこ保育園	中目黒 5-7-4	6452-4375	57 日目～	9	10	12	13	13	13	70	Ⓙ
アソエ下目黒保育園	下目黒 2-19-3	5759-4141	〃	6	11	12	14	14	13	70	Ⓚ
まなびの森保育園目黒	下目黒 2-24-12	5496-2272	1歳児クラス～	-	10	12	12	13	13	60	Ⓛ
夢花保育園	中町 2-46-14	3791-9614	57 日目～	6	20	22	24	24	24	120	Ⓜ
アスク上目黒保育園	五本木 1-12-13	5773-8088	〃	9	10	12	13	13	13	70	Ⓝ
蓮美幼児学園西小山ナーサリー	原町 1-14-20	3710-4152	〃	6	8	10	12	12	12	60	Ⓞ
とりつたいさくらさくほいくえん	平町 2-2-20	5726-9993	1歳児クラス～	-	11	11	12	13	13	60	Ⓟ
モニカ都立大園	緑が丘 1-2-14	5726-9145	57 日目～	6	10	12	14	14	14	70	Ⓠ
緑丘保育園	緑が丘 2-16-6	3723-1470	〃	9	10	11	11	11	11	63	Ⓡ
にじいろ保育園自由が丘	自由が丘 1-2-13	6421-4892	〃	9	12	14	15	15	15	80	Ⓢ
アソエ柿の木坂ミニー保育園	柿の木坂 1-31-14	5729-3931	〃	6	8	9	9	9	9	50	Ⓣ
アソエ柿の木坂保育園	柿の木坂 2-14-4	3725-3939	〃	6	10	12	14	14	14	70	Ⓤ
アスクやくも保育園	八雲 3-12-10	5731-0315	〃	6	14	15	15	15	15	80	Ⓥ
ナーサリールームベリーベアー八雲	八雲 3-32-2	5726-9101	〃	6	12	13	13	13	13	70	Ⓦ
東が丘保育園	東が丘 1-1-1	3411-0780	6 か月～	6	12	13	15	15	15	76	Ⓧ

【注意】 ※1 定員は、変動する可能性があります。

※2 のぞみ保育園は、園舎改築のため平成30年度は同敷地内の仮設園舎での保育となり、平成31年度からは新園舎での保育となる予定です。

(3) 平成30年4月新規開設私立認可保育園

(平成30年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							地図番号
				0	1	2	3	4	5	計	
(仮称)BunBu学院Jr. 中目黒園	青葉台 1-15-14	未定	57日目～	6	10	11	11	11	11	60	1
(仮称)めぐろさくらさくほいくえん	目黒 3-6	未定	1歳児クラス～	-	10	12	12	13	13	60	2
(仮称)アソシエ目黒おとり保育園	目黒 3-11-3	未定	57日目～	6	12	12	12	12	12	66	3
(仮称)ゆらりん下目黒保育園 ※1	下目黒 6-18	未定	〃	9	20	24	33	33	33	152	4
(仮称)油面ちとせ保育園	中町 1-5	未定	〃	6	10	10	11	11	12	60	5
(仮称)かえて保育園 ※2	中央町 2-32	未定	〃	6	10	12	14	16	16	74	6
(仮称)ポピンズナーサリースクール洗足	洗足 2-27-16	未定	〃	6	8	9	9	9	9	50	7
(仮称)にじいろ保育園自由が丘目黒通り	自由が丘 2-23	未定	〃	9	10	12	16	16	16	79	8

※1 第四中学校跡地の校庭南側に整備する園です。園の隣地に整備予定の特別養護老人ホーム等施設は、平成30年度から平成32年度にかけて校舎の解体及び建設工事が行われ、平成32年度中に開設予定です。

※2 旧第六中学校跡地南側に整備する園です。園の隣地に整備予定の特別養護老人ホーム等施設は、平成29年度から平成30年度にかけて建設工事が行われ、平成31年3月に開設予定です。

【注意事項】

- ・全園私立認可園です。
- ・希望園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならないようにご配慮ください。
- ・工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

(4) 平成30年4月認可移行園

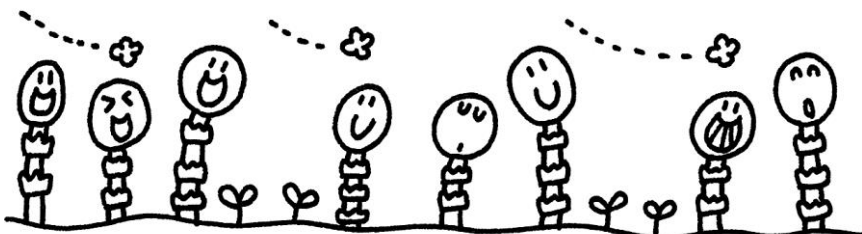
(平成30年4月1日予定)

保育園名	所在地	電話番号	入園可能最小月齢	保育年齢別定員							地図番号
				0	1	2	3	4	5	計	
(仮称)くれよん保育園	五本木 2-15-9	03-3710-3782	57日目～	6	8	10	-	-	-	24	9
(仮称)くれよん保育園 分園	中町 2-48-33	未定	—	-	-	-	10	10	10	30	10
(仮称)アンジェリカ目黒本町保育園	目黒本町 3-16-2	03-5773-1856	57日目～	9	10	11	11	11	11	63	11

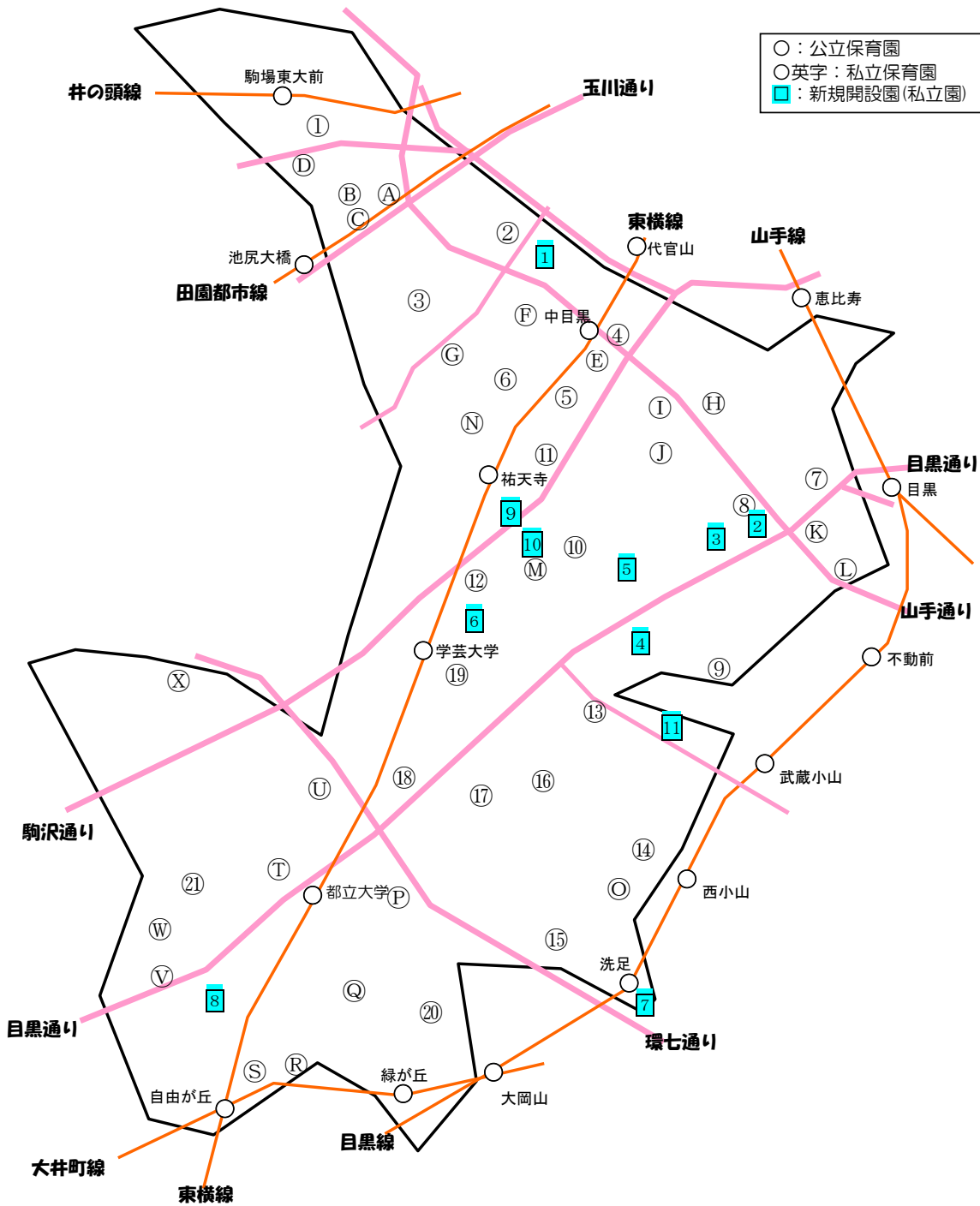
【注意事項】

- ・全園私立認可園です。
- ・希望園の所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣住民の方の迷惑にならないようにご配慮ください。
- ・工事の進捗状況などにより開設が遅れることがあります。

※「入園可能最小月齢」は利用開始月の初日時点での月齢・年齢です。「1歳児クラス～」とは4月1日現在、満1歳以上のお子さまが対象となります。



認可保育園マップ



認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設・家庭福祉員一覧

(1) 認定こども園（幼稚園型認定こども園）中時間保育・長時間保育

（平成30年4月1日予定）

3歳児（年少クラス）から小学校就学前の子どもの発達に応じた教育と保育を実施する施設です。

名称	みどりがおか	げっこうはら																
住所	緑が丘2-7-20 緑が丘文化会館別館隣接	目黒本町4-15-3 月光原小学校内																
電話	3718-6622	3716-3024																
定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><中時間保育></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><長時間保育></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3歳児：2人</td> <td style="text-align: center;">3歳児：3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4歳児：6人</td> <td style="text-align: center;">4歳児：5人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5歳児：6人</td> <td style="text-align: center;">5歳児：5人</td> </tr> </table>	<中時間保育>	<長時間保育>	3歳児：2人	3歳児：3人	4歳児：6人	4歳児：5人	5歳児：6人	5歳児：5人	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><中時間保育></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><長時間保育></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3歳児：2人</td> <td style="text-align: center;">3歳児：3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4歳児：6人</td> <td style="text-align: center;">4歳児：5人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5歳児：6人</td> <td style="text-align: center;">5歳児：5人</td> </tr> </table>	<中時間保育>	<長時間保育>	3歳児：2人	3歳児：3人	4歳児：6人	4歳児：5人	5歳児：6人	5歳児：5人
<中時間保育>	<長時間保育>																	
3歳児：2人	3歳児：3人																	
4歳児：6人	4歳児：5人																	
5歳児：6人	5歳児：5人																	
<中時間保育>	<長時間保育>																	
3歳児：2人	3歳児：3人																	
4歳児：6人	4歳児：5人																	
5歳児：6人	5歳児：5人																	
保育時間 (月～土)	中時間保育：午前8時30分から午後4時30分まで 長時間保育：午前7時30分から午後6時30分まで																	
延長保育	午後6時30分以降の延長保育は実施していません																	
休園日	日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)																	
備考	給食・おやつ提供あり																	
地図番号	A	B																

【注意】

- ※ 複数のこども園や複数の保育区分（短時間保育含む）に申込みすることはできません。
- ※ 保育短時間（幼稚園教育のみ、午前8時50分から午後2時まで）をご希望の方は、教育委員会学校運営課学事係へお問い合わせください。
- ※ 保育園と比べ、保護者に参加していただく行事が多くあります。

(2) 小規模保育施設（地域型保育事業）

① 保育標準時間認定・保育短時間認定対象施設

（平成30年4月1日予定）

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員				開所時間	地図番号
				0	1	2	計		
学栄ナーサリー目黒青葉台保育園	青葉台 3-10-9	5459-1317	90日目～	6	6	7	19	午前7時15分～午後7時30分	①
ビーフェア目黒保育園	目黒 2-12-16	6712-2768	〃	6	6	6	18	午前7時15分～午後7時15分	②
不動さつき保育園 ※	下目黒 5-18-4	6303-0972	〃	6	6	7	19	午前7時30分～午後7時30分	③
ビーフェア中町保育園	中町 1-25-16	5722-1551	〃	6	6	7	19	午前7時15分～午後7時15分	④
保育ルーム 目黒本町	目黒本町 6-13-20	5725-3521	〃	6	6	7	19	午前7時15分～午後7時15分	⑤
ここい保育園 碑文谷	碑文谷 2-8-2	6303-3539	〃	6	6	7	19	午前7時15分～午後7時30分	⑥
こどもヶ丘保育園学芸大学園	碑文谷 6-1-24	6451-2837	〃	3	9	7	19	午前7時30分～午後6時30分	⑦
Baby One(ベイビーワン)	鷹番 1-15-3	3713-8000	〃	7	6	6	19	午前7時30分～午後7時30分	⑧
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	鷹番 3-14-4	6412-8332	〃	2	5	5	12	午前7時30分～午後7時30分	⑨
マザーゲース都立大学園	平町 1-26-18	5726-9652	〃	2	4	6	12	午前7時15分～午後8時00分	⑩
ウィズブック保育園大岡山	大岡山 2-2-14	6386-5044	〃	3	8	8	19	午前7時15分～午後7時00分	⑪
木下の保育園 都立大学	中根 2-13-18	3723-0223	〃	3	8	8	19	午前7時15分～午後7時15分	⑫
学栄ナーサリー八雲保育園	八雲 1-12-9	5731-0231	〃	6	6	7	19	午前7時15分～午後7時30分	⑬

【注意】

- ※ 不動さつき保育園は、平成30年4月に開設する「(仮称) ゆらりん下目黒保育園」を3歳児以降の受け皿等の役割を担う連携施設として設定します。

② 保育短時間認定対象施設

（平成30年4月1日予定）

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員				開所時間 (保育時間については各園による)	地図番号
				0	1	2	計		
コピースマイルキッズかみめぐろ	上目黒 5-26-6	6452-3781 ※1	57日目～	9			9	午前8時00分～午後6時00分	⑭
みみよんルーム	鷹番 3-23-14	3712-8450	90日目～	2	2	2	6	午前8時00分～午後6時00分	⑮
アソシエナーサリーマミー	平町 1-23-10	3724-0030	57日目～	3	3	2	8	午前8時00分～午後6時00分	⑯

【注意】※1 コピースマイルキッズかみめぐろへの問い合わせは、コピーブリスクールかみめぐろで受け付けます。

(3) 事業所内保育所（地域型保育事業）

（平成30年4月1日予定）

名称	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	定員							開所時間 (保育時間については各園による)	地図番号	
				0	1	2	3	4	5	計			
Jキッズピース三宿保育園 (設置者)防衛省共済組合 中央病院支部	東山 2-26	6452-2680	57日目～	地域枠	4	5	6	—	—	—	15	午前7時00分～午後8時00分	☆
				従業員枠	4	3	5	11	11	11	45		
				計	8	8	11	11	11	11	60		

【注意】目黒区における利用調整対象は、地域枠(0歳児から2歳児まで)のみに なります。

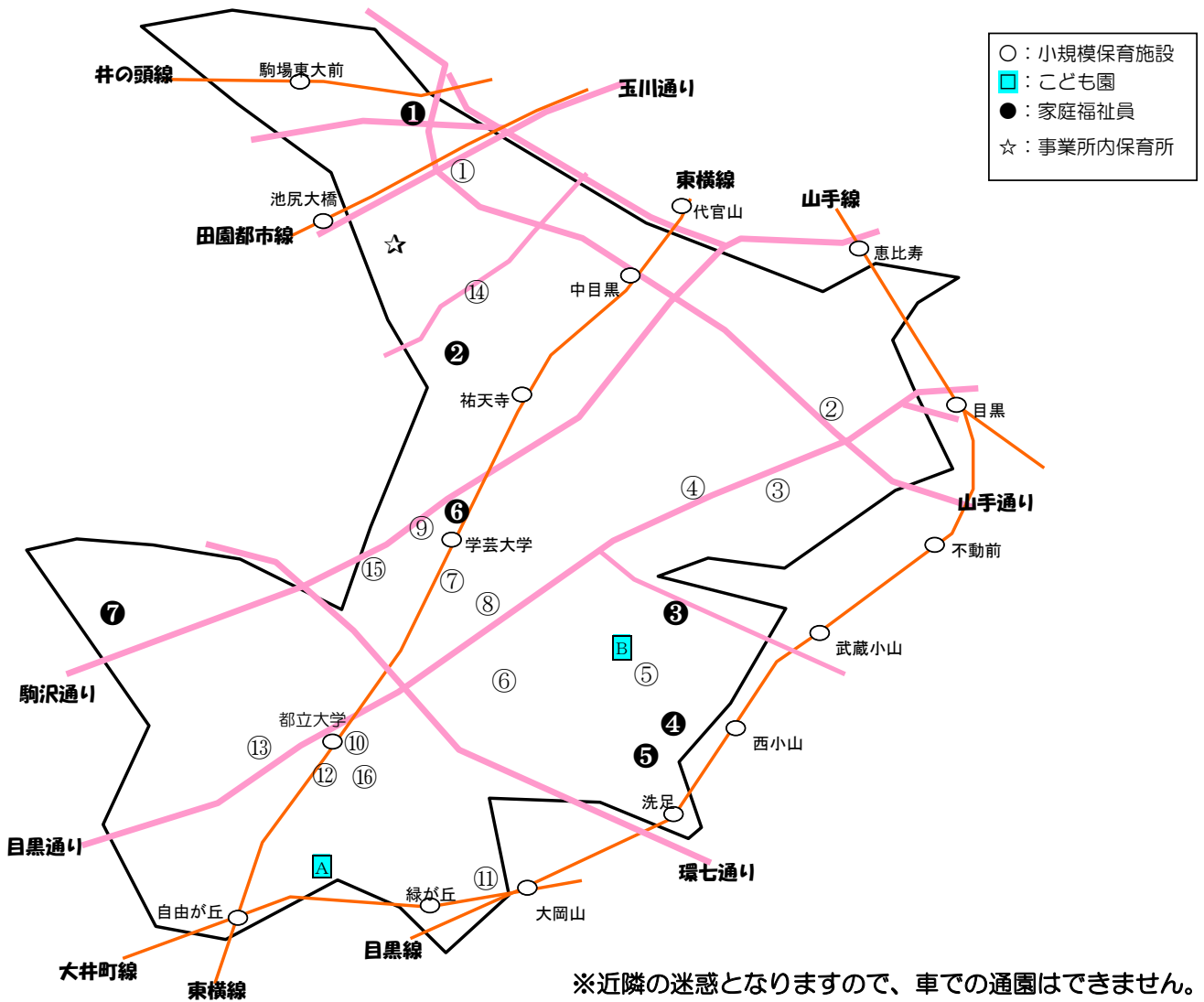
従業員枠については、設置者へお問合せください。 問合せ電話番号 03-3411-0151 内線 6134

(4) 家庭福祉員 (保育ママ)

(平成30年4月1日予定)

氏名	定員	所在地	最寄り交通機関	地図番号
柏井	3	駒場1丁目	渋谷駅から東急バス『松見坂下』下車徒歩約2分	①
川端	3	上目黒4丁目	東横線『祐天寺駅』下車徒歩7分・東急バス『三宿病院前』徒歩5分	②
横山	5	目黒本町4丁目	学芸大学駅から東急バス『月光原』下車徒歩約1分	③
東條	3	原町1丁目	目黒線『西小山駅』下車徒歩約3分	④
目黒	3	原町2丁目	目黒線『洗足駅』下車徒歩約10分	⑤
丹菊	3	鷹番3丁目	東横線『学芸大学駅』下車徒歩約3分	⑥
山本	3	東が丘1丁目	用賀・恵比寿間東急バス『東根小学校』下車徒歩約4分	⑦

認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設・家庭福祉員マップ





各施設に直接お申込みいただく保育施設

1 定期利用保育事業

認可保育園に入れなかったお子さまを、認可外保育施設の専用スペースにおいて、保育事業者が保育します。実施場所により、条件が異なりますのでご注意ください。

(1) 施設

(平成30年4月1日予定)

実施保育園	エルデ保育園	コピースマイルキッズなかめぐる
所在地	駒場2-7-7	上目黒3-39-20
施設	認可外保育施設・専用施設	認可外保育施設・専用施設
実施者	エルデ保育園	株式会社コピーアンドアソシエイツ
問合せ先	3465-4680	6452-2687
保育日※1	月～金曜日	月～金曜日
保育時間	午前7時30分～午後7時	午前7時15分～午後6時15分
料金(月額) (給食代含)	①20,000円 午後2時～午後6時 ②22,000円 午前8時～午後0時 ③44,000円 午前9時～午後5時 ④60,500円 午前7時30分～午後6時30分	①22,000円 4時間以内/日 ②44,000円 4時間を超え8時間以内/日 ③60,500円 8時間を超え11時間以内/日
延長保育	400円/30分 保育時間の前後に可能	施設にお問合せください
定員	0歳児…3人、1・2歳児…12人	1・2歳児…15人
利用期間	生後57日から2歳まで(満3歳の誕生日を迎えた次の3月31日まで)	利用を開始した年度の年度末まで 平成30年度までの施設です(平成31年3月31日事業終了)。
その他		アレルギー食への対応は行っておりません。直接ご相談ください。

※1 祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

(2) 対象児童

- ①区内在住者で、集団保育が可能な児童であること(転入予定者は転入後の申込み可)。
- ②保育施設への入所が内定せず、引き続き利用申込みをしている児童であること。
- ③利用開始月から就労しており、就労が理由で6か月以上継続して児童を保育することができないこと。

(3) お申込み方法

- 利用調整(選考)の結果通知をご持参のうえ、直接施設にお申込みください。
- 4月は抽選、年度途中は**先着順**により利用者を決定します。
- 詳細は、施設または保育計画課(電話:03-5722-9866)までお問い合わせください。

2 東京都認証保育所

施設

(平成30年4月1日予定)

認証保育所名	所在地	電話番号	入園可能 最小月齢	保育年齢別定員						一時 保育
				0	1	2	3	4	5	
東大駒場地区保育所	駒場 3-8-1	3465-3680	産休明け～	6	7	10	8	14	45	—
エデュケアセンター・めぐろ	東山 3-10-7	3712-8550	57 日目～	6	12	12	15	10	55	—
アンジェリカ保育園中目黒園	上目黒 2-44-23	3794-0673	〃	5	8	8	7	12	40	—
アンジェリカ保育園下目黒園	下目黒 2-2-2(1F)	5759-8237	〃	7	10	12	1	—	30	◎
ニコニコ保育園	中町 1-39-7(1・2F)	3710-3642	43 日目～	10	12	10	—	—	32	—
蓮美幼児学園祐天寺ナーサリー	五本木 1-31-15	5725-1152	57 日目～	9	18	18	—	—	45	◎
共同保育所コロちゃんの家	目黒本町 3-12-15	3713-1642	43 日目～	10	10	9	—	—	29	—
西小山すみれ保育園	原町 1-3-16(1F)	3760-6010	〃	7	9	5	1	—	22	◎
モンテッソーリ学芸大学こどもの家	鷹番 2-2-10-101	3793-7602	5 か月～	8	11	14	—	—	33	—
たけのこ保育園	自由が丘 1-3-17	3717-2936	57 日目～	8	6	10	5	9	38	—
ゆらりん自由が丘保育園	自由が丘 1-25-20(2F)	5731-1488	〃	15	16	16	14	22	83	◎
マグハウス	中根 2-11-4(1F)	5731-9985	47 日目～	9	11	12	—	—	32	—
アソシエ柿の木坂マン保育園	柿の木坂 1-31-15(1F)	5729-3902	〃	8	8	8	8	—	32	—

◎印は区一時保育実施園です。

【注意】

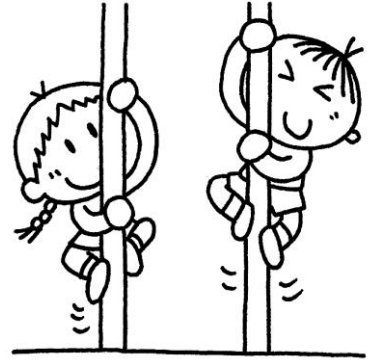
- ※1 認証保育所は、東京都が独自に基準を定めて設置・運営されている認可外保育施設です。
- ※2 保護者と保育施設が直接契約を結びますので、入所については各施設へお問い合わせください。
- ※3 月額保育料は、月220時間以下の利用の場合、3歳未満児80,000円、3歳以上児77,000円を上限に各認証保育所で設定しています。

◆都内の認可外保育施設に関する情報

東京都福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

MEMO



＜平成30年度クラス年齢早見表＞

クラス年齢	生年月日	西 暦
5歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日	2012～2013年
4歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日	2013～2014年
3歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日	2014～2015年
2歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015～2016年
1歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016～2017年
0歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017～2018年
	平成30年4月2日～	2018年～

【注意】※ 保育施設のクラスは、4月1日の満年齢で決まります。
 ※ 年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

＜平成30年4月1日入所の0歳児受入開始月齢表＞

	生年月日
57日児	平成30年 2月 3日
90日児	平成30年 1月 1日
4か月児	平成29年12月 1日
6か月児	平成29年10月 1日

＜問い合わせ先一覧＞

	担当	電話(直通)
保育施設利用の申込み全般	保育課 保育施設利用係 (本館2階)	5722-9868
認可外保育施設等の保育料助成		
区立幼稚園・認定こども園	学校運営課 学事係 (本館5階)	5722-9304
私立幼稚園	子育て支援課 子育て支援係 (本館2階)	5722-9892
病後児保育	保育課 保育係 (本館2階)	5722-9865
子どものための諸手当	子育て支援課 手当・医療係 (本館2階)	5722-9864
子どもの医療費助成		
ファミリー・サポート・センター	目黒区社会福祉協議会 ファミリーサポートセンター (別館3階)	3714-9047
育児支援サービス (目黒区シルバー人材センター)	目黒区シルバー人材センター 目黒本町分室	5721-2593
ほ・ねっと ひろば	子育て支援課利用者支援係 (別館2階)	5722-9596

